

# 令和5年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和5年3月定例教育委員会提出案件

(令和5年3月24日提出)

## (議案事項)

議第7号	中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則及び中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について	P	1
議第8号	中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則について	P	9
議第9号	中津市立学校管理規則の一部を改正する規則について	P	13
議第10号	中津市立学校学校評議員設置要綱の一部改正について	P	21
議第11号	第2期中津市教育振興基本計画の中間見直しについて	P	25

## (報告事項)

報 告	令和5年第1回定例市議会一般質問について	P	27
報 告	教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について	P	33

## (協議事項) 教育長職務代理者の指名について

# 令和5年3月定例教育委員会追加提出案件

(令和5年3月24日提出)

## (議案事項)

議第12号	義務教育等職員特別手当の支給に関する規則の一部改正について	P 1
-------	-------------------------------	-----

## (報告事項)

報 告	中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱の制定について	P 5
-----	-------------------------------	-----

中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則及び中津市教育委員会  
の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部  
改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

# 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則及び中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正の概要

## 1. 提案理由

組織機構の見直しに伴い、改正を行うもの。

## 2. 改正内容

### (1) 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則

#### ○社会教育課

管理・文化振興係及び文化芸術係の2係から管理・文化振興係の1係へ変更

#### ○社会教育課 歴史博物館

博物館・文化財係から博物館・文化財・文化芸術係へ係名の変更

### (2) 中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

「生活保健部市民課」から「企画市民環境部市民課」への変更

## 3. 施行期日

令和5年4月1日

教育総務課教育総務係  
内線 461

中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則及び中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則及び中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正)

第1条 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則(平成16年中教規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表社会教育課の項中「管理・文化振興係 文化芸術係」を「管理・文化振興係」に改め、同条第3項中「課に」の次に「同表の」を、「置き、」の次に「当該機関にそれぞれ同表の」を加え、同項の表社会教育課の部歴史博物館の項中「博物館・文化財係」を「博物館・文化財・文化芸術係」に改める。

第6条中

- 「 (1 1) 所管に係る入札及び契約に関すること  
(1 2) 課の庶務に関すること。

文化芸術係

- (1) 文化芸術の振興に関すること  
(2) 美術品の保存管理及び活用に関すること。  
(3) 中津市木村記念美術館の運営に関すること。 」

を

- 「 (1 1) 所管に係る入札及び契約に関すること。  
(1 2) 課の庶務に関すること。 」

に改める。

第7条中「博物館・文化財係」を「博物館・文化財・文化芸術係」に、「および」を「及び」に改め、「耶馬溪風物館に関すること」の次に「(社会教育課管理・文化振興係の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同条に次のように加える。

(12) 文化芸術の振興に関すること。

(13) 美術品の保存、管理及び活用に関すること。

(14) 中津市木村記念美術館の運営に関すること。

(中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成28年中教規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の右欄中「生活保健部」を「企画市民環境部」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（第1条関係）

改正後	改正前																																
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課その他の機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>管理・文化振興係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる機関を置き、当該機関にそれぞれ同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歴史博物館</td> <td style="text-align: center;">博物館・文化財・文化芸術係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(社会教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>管理・文化振興係</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所管に係る入札及び契約に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) 課の庶務に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(歴史博物館の分掌事務)</p> <p>第7条 略</p>	課その他の機関	係その他の担当	略	略	社会教育課	管理・文化振興係	略	略	課	機関	係その他の担当	社会教育課	略	略	歴史博物館	博物館・文化財・文化芸術係	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課その他の機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>管理・文化振興係 文化芸術係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に____中欄に掲げる機関を置き、_____右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歴史博物館</td> <td style="text-align: center;">博物館・文化財係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(社会教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>管理・文化振興係</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所管に係る入札及び契約に関する<u>こと</u></p> <p>(12) 課の庶務に関する<u>こと</u>。</p> <p>文化芸術係</p> <p>(1) <u>文化芸術の振興に関すること</u></p> <p>(2) <u>美術品の保存管理及び活用に関すること</u>。</p> <p>(3) <u>中津市木村記念美術館の運営に関すること</u>。</p> <p>(歴史博物館の分掌事務)</p> <p>第7条 略</p>	課その他の機関	係その他の担当	略	略	社会教育課	管理・文化振興係 文化芸術係	略	略	課	機関	係その他の担当	社会教育課	略	略	歴史博物館	博物館・文化財係
課その他の機関	係その他の担当																																
略	略																																
社会教育課	管理・文化振興係																																
略	略																																
課	機関	係その他の担当																															
社会教育課	略	略																															
	歴史博物館	博物館・文化財・文化芸術係																															
課その他の機関	係その他の担当																																
略	略																																
社会教育課	管理・文化振興係 文化芸術係																																
略	略																																
課	機関	係その他の担当																															
社会教育課	略	略																															
	歴史博物館	博物館・文化財係																															



改正後	改正前
<p><u>博物館・文化財・文化芸術係</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>文化財の調査（指定及び<u>解除</u>を含む。）</u>、保存及び活用に関する こと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) <u>耶馬溪風物館に関すること（社会教育課管理・文化振興係の所掌に 係る事項を除く。）</u>。</p> <p>(11) 略</p> <p><u>(12) 文化芸術の振興に関すること。</u></p> <p><u>(13) 美術品の保存、管理及び活用に関すること。</u></p> <p><u>(14) 中津市木村記念美術館の運営に関すること。</u></p>	<p><u>博物館・文化財係</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>文化財の調査（指定<u>および</u>解除を含む。）</u>、保存及び活用に関する こと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) <u>耶馬溪風物館に関すること</u> _____。</p> <p>(11) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

○中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（第2条関係）

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
教育委員会事務	市長の事務部局の職員	教育委員会事務	市長の事務部局の職員
(1) 転入学児童生徒通知書の交付に関すること。	企画市民環境部 市民課、三光支所総務・住民課、 本耶馬溪支所総務・住民課、耶馬溪支所総務・住民課又は山国支所総務・住民課の職員	(1) 転入学児童生徒通知書の交付に関すること。	生活保健部 市民課、三光支所総務・住民課、 本耶馬溪支所総務・住民課、耶馬溪支所総務・住民課又は山国支所総務・住民課の職員
略	略	略	略

中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する 規則の概要

## 1 全部改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、中津市個人情報保護条例（平成 15 年中津市条例第 28 号。以下「旧条例」という。）が「個人情報の保護に関する法律施行条例」に全部改正された。

これに連動し、中津市個人情報保護条例施行規則（平成 16 年中津市規則第 2 号。以下「旧規則」という。）も「個人情報の保護に関する法律施行細則」に全部改正された。

以上により、旧条例及び旧規則を引用しているこの規則についても所要の改正を行う必要があるため。

## 2 全部改正の内容

現在の規則で旧規則の例によるとしている部分を「個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年中津市規則第 3 号）の規定を準用する。」とするほか、所要の改正を行う。

## 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（個人情報の保護に関する法律等の一部改正の施行の日）

教育総務課教育総務係

（内線 4 6 1）

中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和 5年 3月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成16年中教規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中津市条例第23号）の施行に関し、中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 中津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年中津市規則第3号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

# 中津市立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 提案理由

県立学校の再任用事務職員の補職名と統一するために、新たに事務職員として「専門員」を設置するもの

※専門員とは、令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部改正に伴い導入される「暫定再任用職員」に補される職名で、担当業務に関して専門的な知識を有するスタッフ職であり、それまで培ってきた知識・経験を最大限に発揮するとともに、60歳以降のモチベーション等を維持するために設置

## 2. 内容

第20条の学校事務職員に専門員を追加するほか、関係条文に所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

令和5年4月1日

教育委員会 学校教育課学校教育係 (内線 495)
---------------------------------

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則

中津市立学校管理規則(昭和33年中教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第一項」を「第1項」に改め、同条第6項中「二人」を「2人」に、「、その職務を代理し、又は」を「その職務を代理し、又はその職務を」に改め、同条第7項中「及び副校長」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条第8項中「(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)」を削り、「二人」を「2人」に、「校長の職務を代理し、又は」を「その職務を代理し、又はその職務を」に改め、同条第9項中「(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)」を削り、同条第14項中「事務職員は」の次に「、校長の命を受け」を加え、同条第18項中「第一項」を「第1項」に改め、同条第19項中「第九項」を「第9項」に改め、「(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)」を削る。

第20条の見出しを「(学校の事務職員)」に改め、同条第1項中「主査」の次に「、専門員」を、「主事」の次に「(以下「主幹等」という。)」を加え、同条第2項中「主幹、副主幹、主査、主任及び主事は」を「主幹等は、」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「事務職員」を「学校の事務職員」に改め、同項を同条第3項とする。

第25条第3項を次のように改める。

3 支援センターに必要な応じて主幹等を置き、事務職員をもってこれに充てる。

第25条第5項を次のように改める。

5 支援センターの事務職員の役割は別表第1の1の表のとおりとし、職務内容は別表第1の2の表及び別表第2のとおりとする。

別表第1中「中津市立小・中学校事務職員の標準的職務内容表」を削り、「学校事務職員」を「事務職員」に改める。



別表第2中「支援センターの標準的職務内容表」を「支援センターの事務職員の標準的職務内容表」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校管理規則

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が<u>2人以上</u>あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で<u>その職務を代理し、又はその職務を行う。</u></p> <p>7 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、<u>校長及び副校長</u>。<u>以下この条において同じ。</u>）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>8 教頭は、校長_____に事故があるときは校長の職務を代理し、校長_____が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、<u>教頭が2人以上</u>あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、<u>その職務を代理し、又はその職務を行う。</u></p> <p>9 主幹教諭は、校長_____及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>10～13 略</p> <p>14 事務職員は、<u>校長の命を受け</u>、学校事務をつかさどる。</p> <p>15～17 略</p> <p>18 特別の事情のあるときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、教諭に代えて<u>助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第一項</u>の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が<u>二人以上</u>あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、<u>その職務を代理し、又は_____行う。</u></p> <p>7 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、<u>校長及び副校長_____</u>）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>8 教頭は、校長（<u>副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長</u>）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（<u>副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長</u>）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、<u>教頭が二人以上</u>あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、<u>校長の職務を代理し、又は_____行う。</u></p> <p>9 主幹教諭は、校長（<u>副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長</u>）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>10～13 略</p> <p>14 事務職員は_____、学校事務をつかさどる。</p> <p>15～17 略</p> <p>18 特別の事情のあるときは、<u>第一項</u>の規定にかかわらず、教諭に代えて<u>助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。</u></p>

改正後	改正前												
<p>19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、<u>第9項</u>の規定にかかわらず、校長_____及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>(学校の事務職員)</p>	<p>19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、<u>第九項</u>の規定にかかわらず、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p> <p>(学校 事務職員)</p>												
<p>第20条 学校に必要なに応じて、主幹、副主幹、主査、<u>専門員</u>、主任及び主事(以下「主幹等」という。)を置く。</p>	<p>第20条 学校に必要なに応じて、主幹、副主幹、主査_____、主任及び主事_____を置く。</p>												
<p>2 <u>主幹等は</u>、_____事務職員をもってこれに充てる。(削る。)</p>	<p>2 <u>主幹、副主幹、主査、主任及び主事は</u>事務職員をもってこれに充てる。</p>												
<p>3 <u>学校の事務職員</u>の役割及び職務内容は、別表第1のとおりとする。(学校支援センター等)</p>	<p>3 <u>事務職員は</u>、校長の命を受け、学校事務をつかさどる。</p>												
<p>第25条 略</p>	<p>4 _____<u>事務職員</u>の役割及び職務内容は、別表第1のとおりとする。(学校支援センター等)</p>												
<p>2 略</p>	<p>第25条 略</p>												
<p>3 支援センターに必要なに応じて主幹等を置き、<u>事務職員</u>をもってこれに充てる。</p>	<p>2 略</p>												
<p>4 略</p>	<p>3 支援センターに第20条第1項に規定する職員を置く。</p>												
<p>5 支援センターの事務職員の役割は別表第1の1の表のとおりとし、<u>職務内容は別表第1の2の表及び別表第2のとおりとする。</u></p>	<p>4 略</p>												
<p>6・7 略</p>	<p>5 支援センター事務職員の役割及び職務内容は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p>												
<p>別表第1 (第20条、第25条関係)</p>	<p>6・7 略</p>												
<p>(削る。)</p>	<p>別表第1 (第20条、第25条関係)</p>												
<p>1 <u>事務職員</u>の役割</p>	<p><u>中津市立小・中学校事務職員の標準的職務内容表</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略	略	<p>1 <u>学校事務職員</u>の役割</p>								
項目	内容												
略	略												
<p>2 <u>事務職員</u>の職務内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略	略								
項目	内容												
略	略												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務内容</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務内容	具体的な内容	略	略	略	<p>2 <u>学校事務職員</u>の職務内容</p>						
区分	職務内容	具体的な内容											
略	略	略											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務内容</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務内容	具体的な内容	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務内容</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務内容	具体的な内容	略	略	略
区分	職務内容	具体的な内容											
略	略	略											
区分	職務内容	具体的な内容											
略	略	略											
<p>別表第2 (第25条関係)</p>	<p>別表第2 (第25条関係)</p>												

改正後		改正前	
<u>支援センターの事務職員の標準的職務内容表</u>		<u>支援センターの標準的職務内容表</u>	
職務内容	具体的な内容	職務内容	具体的な内容
略	略	略	略

中津市立学校学校評議員設置要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

中教告示第 号

中津市立学校学校評議員設置要綱（平成12年中教告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

第1条中「第25条第4項」を「第26条第4項」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校学校評議員設置要綱

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中津市立学校管理規則（昭和33年中教規則第1号）<u>第26条第4項</u>の規定に基づき、学校評議員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中津市立学校管理規則（昭和33年中教規則第1号）<u>第25条第4項</u>の規定に基づき、学校評議員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第2期中津市教育振興基本計画の中間見直しについて

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代



義務教育等職員特別手当の支給に関する規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 義務教育等職員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 提案理由

地方公務員法の改正に伴い、再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制度を導入するため、義務教育等職員特別手当の支給に関する規則の一部を改正するもの。

## 2. 改正内容

- 第2条第1項中「再任用職員で幼稚園教育職給料表（別表第1）」を「条例第6条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員で、条例第4条に規定する給料表」に改める。
- 「対応する別表」を「対応し、別表」に改める。
- 別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 3. 施行期日

令和5年4月1日

教育総務課教育総務係 内線 461
----------------------

義務教育等職員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

義務教育等職員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等職員特別手当の支給に関する規則（平成元年中教規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用職員で幼稚園教育職給料表（別表第1）」を「条例第6条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員で、条例第4条に規定する給料表」に、「対応する別表」を「対応し、別表」に改める。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○義務教育等職員特別手当の支給に関する規則

改正後				改正前					
(義務教育等職員特別手当の月額)				(義務教育等職員特別手当の月額)					
第2条 義務教育等職員特別手当の月額は、条例第1条に規定する職員及び				第2条 義務教育等職員特別手当の月額は、条例第1条に規定する職員及び					
<u>条例第6条第8項に規定する定年前提任用短時間勤務職員で、条例第4条</u>				<u>再任用職員で幼稚園教育職給料表（別表第1）</u>					
<u>に規定する給料表</u> の適用を受けるものの属する職務の級及びその者の受け				<u>の適用を受けるものの属する職務の級及びその者の受け</u>					
る号給に <u>対応し、別表</u> に掲げる額とする。				ける号給に <u>対応する別表</u> に掲げる額とする。					
2 略				2 略					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
(単位 円)				(単位 円)					
職員の区分	職務の級				職員の区分	職務の級			
	号給	1級	2級	号給		1級	2級		
<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 以外 の職員	略	略	略		<u>再任用職員</u> 以外 の職員	略	略	略	
<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>		略	略		<u>再任用職員</u>		略	略	

令和5年第1回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

令和5年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 者	弁 者
1	2番	恒賀 慎太郎	<p><b>1. 持続可能なPTA活動</b>                      ①中津市教育委員会が考えるPTAの位置付けは                      ②家族形態の多様化が進む中、活動内容の見直しは（学校の緊急連絡網、活動等）</p> <p><b>2. 農業水利の維持</b>                      ①水利組合を構成する農家数の現状は（大幡）                      ②住宅地と農業用ため池、水路の共生利用に向けた規則を（現状の県補助基準、自治会との維持境界）</p> <p><b>3. 公道安全対策</b>                      ①規制緩和される電動キックボード利用に向けた対応は（事故防止に向けた整備）</p>	市 教 育 長 者	関 係 者
2	10番	相良 卓紀	<p><b>1. 寒波による漏水防止対策について</b>                      ①寒波による漏水の状況と今後の対策</p> <p><b>2. 消防体制の再構築について</b>                      ①高規格道路開通に伴う管轄区域の見直し                      ②本署、耶馬溪分署の建て替え計画</p> <p><b>3. 異次元の人口減少対策について</b>                      ①遊休公共不動産処分の状況と見直し                      ②人口減少の今後の見通しと対策</p>	市 教 育 長 者	関 係 者
3	19番	吉村 尚久	<p><b>1. 障がいのある人もない人も共に暮らしていける中津の実現のために</b>                      ①「コミュニケーション条例」に係る意見交換会の成果と課題                      ②地域での交流の取組み</p> <p><b>2. 地域経済の振興・地域の活性化のために</b>                      ①地域内経済の活性化のために                      ②地域活性化起業人制度の導入                      ③つながりのある地域づくりのために</p> <p><b>3. 子どもの学びや成長を保障するために</b>                      ①令和5年度、教員不足は大丈夫か                      ②特別な支援を必要とする子どもを支援するために                      ③外国にルーツを持つ子どもを支援するために                      ④一人ひとりの子どもを大切にする教育のために</p>	市 教 育 長 者	関 係 者
4	6番	三上 英範	<p><b>1. 子育て世代の声に答えた支援策を～近隣自治体と比して「暮らし満足No. 1」か</b>                      ①5人の子育てをしている世帯の願いにどう応えるのか（多子世帯に対する支援、学校給食費の無償化、電気代の高騰対策、ゴミ袋有料化対策）</p> <p><b>2. 中津市の農林業の継続、持続化を可能にするために</b>                      ①畑地化、「水張」政策と課題、酪農・畜産危機の認識                      ②農業の持続化と福沢諭吉と酪農・農業                      ③市有林の活用を林業振興の契機に                      ④本庁から遠隔地（山国町槻木地区）の振興策</p> <p><b>3. 100%の災害復旧をめざして～耶馬溪町津留水路頭首工の復旧を</b>                      ①行政として、復旧するための課題とその克服は</p> <p><b>4. ゴミ袋有料化は見直し、撤回を～「暮らし満足No. 1」の逆走はやめて</b>                      ①ゴミ袋有料化しなくても、減量目標達成の可能性                      ②ゴミを減らす、無くすために</p> <p><b>5. 大軍拡・大增税を進めようとする国政の下で、地方自治体の果たすべき役割は</b>                      ①5年間で防衛費43兆円の国策の下での地方自治体の役割                      ②地方自治体財政の自立について</p>	市 教 育 長 者	関 係 者

令和5年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 者
5	22番	須賀 要子	<p><b>1. 安心！元気に子育てできる体制づくりについて</b>                      ①出産の現状と課題                      ②育休の男女取得率                      ③産後ケアの現状と課題                      ④外国人の育児の現状と課題</p> <p><b>2. 教育の多様性について</b>                      ①日本語指導が必要な外国とのルーツのある子どもの現状と課題                      ②不登校の子ども達支援                      ③ICT教育のメリット、デメリット                      ④荷物の軽量化                      ⑤多様性を認める教育支援を</p> <p><b>3. 人と動物が安心して幸せに暮らすために</b>                      ①殺処分の現状推移と課題                      ②人と動物が幸せに暮らすための現状の取組み                      ③ペットが亡くなって火葬までの取組み                      ④市街地の野生鳥獣対策の取組み</p>	市 長 教 育 関 係 者
6	21番	千木良 孝之	<p><b>1. 環境問題について</b>                      ①ごみ削減に取り組んできた現在の状況                      ②市民からの問題点と対策                      ③プラスチック製品の分別回収                      ④今後のエコステーションの計画                      ⑤不法投棄を減らすためには</p> <p><b>2. 安心安全なまちについて</b>                      ①防犯カメラ設置と修理費用の公費負担                      ②防災ラジオの配布の拡大                      ③避難所の収容人数</p> <p><b>3. 人を呼び込む元気なまちについて</b>                      ①奨学金返還制度の検討は</p>	市 長 関 係 者
7	1番	小住 利子	<p><b>1. 住宅セーフティネットの取組みについて</b>                      ①住宅セーフティネットの主な取組み内容は                      ②居住支援ネットワーク会議（1/16）の内容は                      ③建設部、福祉部の連携と今後の取組み（居住支援ネットワークの体制整備について）                      ④居住支援協議会の設立の考えは</p> <p><b>2. 生命（いのち）の安全教育について</b>                      ①本市における性教育の現状は                      ②性教育に対する専門家との連携は                      ③今後の取組みに対する考えは</p> <p><b>3. 市道沿いの草刈りや清掃活動について</b>                      ①草木の維持管理の現状は                      ②草刈りや清掃を委託する考えは                      ③今後の草木の維持管理の考えは</p> <p><b>4. ごみの清掃・集積について</b>                      ①ごみ袋（中津市きれいまち隊使用）について                      ②ごみ集積ボックスの助成について</p>	市 長 教 育 関 係 者
8	11番	木ノ下 素信	<p><b>1. 福祉事務所としての役割</b>                      ①福祉事務所の体制                      ②切れ目のない顔の見える連携体制                      ③寄り添う相談体制</p> <p><b>2. 道路横断者の命を守る取組み</b>                      ①道路横断中の交通事故の現状                      ②交通ルールの遵守と交通マナーの向上                      ③交通安全協会との連携</p> <p><b>3. がん検診の受診率向上</b>                      ①がん検診の現状                      ②コロナ禍での検診控え対策                      ③再検査対策                      ④がん教育、がんに関する知識の普及啓発</p>	市 長 教 育 関 係 者

令和5年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 者	弁 者
9	12番	大内 直樹	<p>1. 子育てしやすい環境づくり</p> <p>①子ども達のショートステイ、トワイライトステイ、一時預かりの現状</p> <p>②コロナ禍で、子ども達を預かることが困難な場合</p> <p>③2歳未満児の預かりの現状</p> <p>④里親制度との連携、ファミリーホームについて</p> <p>2. 寒波の影響、水道管の凍結対策</p> <p>①被害状況と今後の対応策について</p> <p>②水道管凍結防止補助事業の検討を</p> <p>3. 通学路の整備</p> <p>①市道蛸瀬湯屋線、鶴居小への通学路の安全確保について</p>	市教 育 関	長 育 者 係 者
10	5番	川内 八千代	<p>1. 物価高騰の中、市民の暮らし応援の市政を求める</p> <p>①ゴミ袋は無料に戻す</p> <p>②子育て応援策として給食費無償化と18歳までの医療費無料化。小・中・高の入学祝金の支給</p> <p>③全市民への光熱水費高騰対策を</p> <p>④国民健康保険の税引き下げと保険証存続</p> <p>⑤後期高齢者医療の負担を軽く</p> <p>2. 使い込み事件に対する市の責任のとり方</p>	市教 育 関	長 育 者 係 者
11	4番	荒木 ひろ子	<p>1. 中津市の異次元の子育て支援策</p> <p>①妊娠から切れ目のない支援の現状と課題、更なる充実</p> <p>(1)支援策の現在</p> <p>(2)課題</p> <p>(3)更なる充実の支援策</p> <p>2. 安心して住み続けられる生活支援</p> <p>①物価高騰による市民生活への影響と支援策</p> <p>3. 長生きを喜べる街づくり</p> <p>①医療・介護の負担を軽く</p> <p>4. ミサイル防災訓練の成果</p> <p>①市民の命を守る方策は</p> <p>5. 高規格道路の影響による山国町大勢集落の消滅危機への対策</p>	市教 育 関	長 育 者 係 者
12	7番	松葉 民雄	<p>1. 行政の効率化</p> <p>①書かない窓口の推進</p> <p>②マイナ活用の避難支援アプリ</p> <p>③市報の取組みについて</p> <p>2. 産業動物の対策</p> <p>①家畜診療所の業務内容</p> <p>②獣医師の人数と配置</p> <p>③時間外の対応</p> <p>3. ペットの管理</p> <p>①野良猫の対策</p> <p>②高齢化や入院する飼い主のペットの管理</p> <p>③県北に動物愛護センターの設置</p> <p>4. 市の施設有効利用</p> <p>①未使用施設や空き地の有効利用</p> <p>②ドッグラン施設</p> <p>③フットサル施設</p> <p>5. 相続登記義務化</p> <p>①相続登記義務化の内容</p> <p>②施行に向けての市の取組み</p>	市教 育 関	長 育 者 係 者



令和5年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答 弁 者
13	9番	本 田 哲 也	<p>1. 特殊詐欺被害の対策について ①市における対策の現状は ②新たな対策は（統一地方選挙、防災行政無線等での啓発）</p> <p>2. ごみ袋の有料化とごみ分別の効果について ①有料化、半年間の評価は ②指定ごみ袋の価格設定の根拠は ③指定ごみ袋の環境性能は ④一枚売りの工夫は ⑤プラごみ収集回数を増やす検討は</p> <p>3. 市の道路整備方針について ①道路整備の方針は ②農道等の道路改良の対応は ③歩道整備、又はグリーンベルトの設置基準は</p>	市 長 者 関 係 者
14	13番	三 重 野 玉 江	<p>1. 市民全体で防災意識を ①中津市における自主防災組織の現状は ②ジュニア防災士の養成に向けて</p> <p>2. 保育、教育現場の課題について ①リカレント教育について ②いじめ、不登校、学級崩壊等の市としての対策は ③待機児童の有無、また4月入園時の受入れ体制について</p> <p>3. あらゆる場面でメタバースの活用の検討を</p> <p>4. これからの観光を考える ①中津駅から始まる城下町観光の周知、駅周辺の整備について</p> <p>5. 住み続けたいまちづくりとは ①中心市街地に位置し、高齢者が多い豊田校区をもっと暮らしやすく</p>	市 長 者 教 育 係 者
15	14番	林 秀 明	<p>1. 新型コロナウイルス「2類から5類へ移行」明るい未来を想像する ①教育・医療・介護・観光の各現場について</p> <p>2. 選ばれるまちづくり ①通りたくなる宮永角木線について ②地域と進める角木雨水ポンプ場整備について ③動物にやさしいまちづくりの推進について ④中小企業者の販路拡大の推進について</p>	市 長 者 教 育 係 者
16	24番	草 野 修 一	<p>1. やまくに存続のシナリオ ①山国関連の令和5年度予算について（観光振興予算の中身について）</p>	市 長 者 関 係 者

教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱の制定について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年3月24日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱の一部改正の概要

## 1. 提案理由

令和4年度末で、3年間の補助金交付要綱が失効するため、再度、3年間の更新をするもの。

## 2. 改正内容

現在：令和5年3月31日限りで失効

今回：令和8年3月31日限りで失効

## 3. 施行期日

令和5年4月1日

教育総務課教育総務係

内線 461

中津市告示 号

中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱(令和2年中津市告示第141号)  
の一部を次のように改める。

令和 5年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。